



（障害年金の額の改定請求）

- |   |                                  |  |   |  |   |  |                     |  |
|---|----------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------|--|
| <p>二 現に支給を受けている障害年金に係る令別表に定める等級</p> <p>三 令別表に定める他の等級に該当するに至つた年月日</p> <p>前項の請求書には、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> | <p>二 二 前項第三号の事実を証明することができる書類</p> | <p>二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の障害の状態を明らかにすることができる資料</p> | <p>二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の障害の状態を明らかにすることができない資料</p> | <p>二 障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品以外の許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品によるものであるとみられる場合には、第一項の請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> | <p>一 障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類</p> | <p>二 障害の状態の変更の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類</p> | <p>(障害児養育年金の請求)</p> | <p><b>第八条</b> 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 令別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> |
|---|----------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------|--|

## 四 障害児の障害の状態

- 一 障害児の障害がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

二 障害児の障害の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類

三 障害児の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができる資料

四 障害児の属する世帯の全員の住民票の写し

五 請求者が障害児を養育していることを証明することができる書類

(障害児養育年金の額の改定請求)

**第九条** 障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の状態に変更があつたことを理由として、その受けている障害児養育年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 障害児の氏名、生年月日及び住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所

三 現に支給を受けている障害児養育年金に係る令別表に定める等級

四 障害児が令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日

三 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の事実を証明することができる書類

二 障害児の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができる資料

三 障害児の障害の状態の変更が、障害児の障害の原因となつた許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品以外の許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品によるものであるとみられる場合には、第一項の請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害児の障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

二 障害児の障害の状態の変更の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可

- (遺族年金の請求)  
**第十条** 法第十六条第一項第四号の遺族年金(以下「遺族年金」という。)の支給を請求しようとする者(次条第一項又は第十二条第一項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を機関に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の當時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者の死亡の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の名称

四 死亡した者の死亡年月日

五 死亡した者が障害年金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた期間前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 死亡した者の死亡がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

三 死亡した者の死亡の原因とみられる許可再生医療等製品を使用したことによる書類

四 薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類

五 請求者と死亡した者の身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

六 請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記

- 載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日及び住所

前項の請求書には、請求者と死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本を添付しなければならない。  
(後順位者からの遺族年金の請求)

**第十二条** 令第十一条第八項後段の規定により遺族年金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに許可医薬品等の副作用により死亡した者との身分関係

三 許可医薬品等の副作用により死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者と許可医薬品等の副作用により死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 請求者(許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時胎兒であった子を除く。)が許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持したことの証明ができる書類  
(現況の届出)

**第十三条** 障害年金、障害児養育年金又は遺族年金の支給を受けている者は、毎年、厚生労働大臣の指定する日(以下「指定日」という。)までに、その氏名及び生年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分

に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害年金の支給を受けている者 次に掲げる書類

イ 指定日前一月以内に作成された障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長（都の特別区の区長を含むものとし、市にあっては、区長又は総合区長とする。地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本

ロ 指定日前三月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

二 障害児養育年金の支給を受けている者 次に掲げる書類

ロ 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 指定日前三月以内に作成された障害児養育の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

三 障害児養育年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 遺族年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された遺族年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 遺族年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された遺族年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 第十四条 障害年金又は障害児養育年金又は遺族年金の支給が行われ、又はその額が改定された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。（氏名等の変更の届出）

第十四条 障害年金又は障害児養育年金又は遺族年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、当該各号に掲げる事項を記載した届書を機関に提出しなければならない。遺族年金の支給を受けている者が第一項の規定は、障害年金、障害児養育年金又は遺族年金の支給が行われ、又はその額が改定された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。（氏名等の変更の届出）

3

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零三十一

一百零三十二

一百零三十三

一百零三十四

一百零三十五

一百零三十六

一百零三十七

一百零三十八

一百零三十九

一百零四十

**第二十二条** この省令の規定により同時に二以上の副作用救済給付に係る請求書又は届書(以下この条において「副作用救済給付に係る請求書等」という。)を提出する場合において、一の副作用救済給付に係る請求書等の添付書類によって、他の副作用救済給付に係る請求書等の添付書類に係る事項を明らかにできるときは、他の副作用救済給付に係る請求書等の余白にその旨を記載して、他の副作用救済給付に係る請求書等の当該添付書類は、省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に副作用救済給付に係る請求書等を提出する場合における他方の副作用救済給付に係る請求書等の添付書類についても、同様とする。

前項に規定する場合のほか、機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定によ

口 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第六十三条第一項（医薬品医療機器等法施行規則第一百十一条において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている許可医薬品（用法若しくは用量の変更又は効能若しくは効果の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認が与えられている許可医薬品を除く。）又は医薬品医療機器等法第十四条の三第三項（医薬品医療機器等法第二十条第三項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において

**第二十一条** 副作用救済給付を受けていた者は同一の事由について損害賠償を受けた場合には、速やかに、その損害賠償の額及び内容を記載した届書を機構に提出しなければならない。

る副作用救済給付に係る請求書等の添付書類を省略せることができる。  
（副作用拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法）  
**第二十三条** 法第十九条第二項に規定する算定基礎取引額（以下「副作用拠出金に係る算定基礎取引額」という。）は、次の各号に掲げるところにより許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を区分し、その区分された許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の品目ごとの出荷数量にその単価を乗じて得た額（以下「副作用拠出金に係る品目ごとの出荷額」という。）を当該区分ごとに会計した額に、当該各号に掲げる係数を乗じて得た額を合計して算定するものとする。  
一 許可医薬品のうち医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品（以下「許可医薬品のうちの医療用医薬品」という。）又は副作

本  
医薬品医療機器等法施行規則第三百三十七条の四十三第一項（医薬品医療機器等法施行規則第三百三十七条の七十七において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている副作用救済付に係る許可再生医療等製品（用法、用量若しくは使用方法の変更又は効能、効果若しくは性能の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認が与えられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を除く。）又は医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第三項（医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による医薬品医療機器等法第八第一項（医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品医療機器等法第二十三条の二十一

いて同じ。)の規定に基づき医薬品医療機器等法第十四条の三第一項(医薬品医療機器等法第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認(以下「医薬品特例承認」という。)を受けた者に対し医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)第二十八条第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている許可医薬品。

八 医薬品医療機器等法第十四条の三第三項の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第二十八条第二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている許可医薬品。

二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二二十六の二第一項(これらの規定を医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認が与えられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品

一 許可医薬品のうち、健康保険法第七十六条  
第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる使用薬剤としての購入価格が定められているもの（許可医薬品のうちの医療用医薬品に限る。）にあっては当該購入価格とし、それ以外のものにあっては、当該許可医薬品の出荷価格に一・五を乗じて得た価格とする。ただし、薬局製造販売医薬品（医薬品医療機器等法施行令第三条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。）の製造販売に係る医薬品医療機器等法第十二条第一項の許可を受けているもの（以下「薬局製造販売医薬品製造販売業者」という。）が製造販売をする許可医薬品にあっては当該販売価格とし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められている許可医薬品にあっては当該価格とする。

二 副作用用救済給付に係る許可再生医療等製品のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより

二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認（以下「再生医療等製品特例承認」という。）を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている。

副作用救済給付に係る許可再生医療等製品特例承認（以下「医薬品医療機器等法第二十三条の二十八」）の承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている。

第三項の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている。

前号イからハまでに掲げるもの以外の許可医薬品のうちの医療用医薬品のうち注射剤、吸入剤、内用剤又はトローチ剤又は前号ニからハまでに掲げるもの以外の副作用救済給付に係る許可再生医療等製品

三 前二号に掲げるもの以外の許可医薬品のうちの医療用医薬品

四 許可医薬品のうちの医療用医薬品以外の許可医薬品

副作用拠出金に係る算定基礎取引額の算定の基礎となる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の副作用拠出金に係る品目ごとの単価は、次の各号に掲げる単価とす

算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる当該副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の出荷価格が定められているものにあつては当該購入価格とし、それ以外のものにあつては、当該副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の出荷価格に一・二を乗じて得た価格とする。ただし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められているものにあつては、当該価格とする。副作用拠出金に係る算定基礎取引額を算定する場合において、その算定の基礎となる副作用拠出金に係る品目ごとの出荷額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(付加拠出金の額の算定方法)

**第二十四条** 法第十九条第二項に規定する許可医薬品製販売業者等(以下「許可医薬品製販売業者等」という。)のうち同条第七項に規定するものが同項の規定により同条第二項の規定による額に加えて納付しなければならない額とは、機構が前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち当該許可医薬品製販売業者等が製造販売をした原因許可医薬品等(同条第七項に規定する原因許可医薬品等をいう。)によるものである。現価に相当する額として当該副作用救済給付の種類その他の区分に従い厚生労働大臣が定める方法により算定した額を合計した額に四分の一を乗じて得た額(その額が、当該許可医薬品製販売業者等の前年度の品目ごとの出荷額を合計した額(以下「副作用拠出金に係る前年度出荷額」という。)に百分の一を乗じて得た額を超えるときは、当該副作用拠出金に係る前年度出荷額に百分の一を乗じて得た額)とする。

(申告書の記載事項)

**第二十五条** 令第十八条规定第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可医薬品製販売業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 副作用拠出金に係る算定基礎取引額及び当該算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額(その額が令第十七条に定める額に満たないときは、当該額)

三 法第十九条第七項に規定する許可医薬品製造販売業者等にあつては、副作用拠出金のうち同項の規定により算定される額(以下「副作用拠出金に係る付加拠出金の額」という。)(申告書の添付書類)

して申告書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

一 副作用拠出金に係る算定基礎取引額の算定期間の過程を示す書類

二 その他必要な書類

令第十九条第二項の規定により副作用拠出金に係る付加拠出金の額を証する書類として申告書に添付しなければならない書類は、副作用拠出金に係る付加拠出金の額の算定期間の過程を示す書類とする。

三 前二項に規定するものほか、第二十九条第一項第二号の規定に基づき金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことにより副作用拠出金を納付する許可医薬品製造販売業者等にあつては、機構の口座に払い込んだことを証する書類を、申告書に添付しなければならない。

(誤りがある場合に機構が副作用拠出金の額を決定することとなる申告書の記載事項等)

第四十一条 令第十八条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第二十五条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

二 令第十八条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。

(充当の通知)

第五十二条 機構は、令第十八条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知しなければならない。

一 機構に直接支払う方法

二 金融機関に設けられた機構の口座に払い込む方法

三 前二号に掲げるもののほか、機構の業務方針書(独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)第二十八条第一項の業務方針書)をいう。次項において同じ。で定める方法

二 前項に定めるもののほか、副作用拠出金その他の規定による副作用拠出金に係る徴収金の納付に関して必要な事項については、機構の業務方針書で定めるところによる。

(端数計算)

第三十条 副作用拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第三項 二項 及第五項 第二條 第四		第一条 第四		第四 法	
第三項 二項 及第五項 第二條 第四	第一条 第四	第一条 第一項 第一号	第四 法	法第二十条第二項に おいて準用する法	
副作用による 疾病がその原 因とみられる 許可医薬品又 は副作用救済 給付に係る許 可再生医療等 製品を使用し たことによる	前項	許可医薬品等 の副作用 による 疾病	許可生物由來製品等 を介した感染等 による疾病	許可生物由來製品等 を介した感染等 による疾病	
可再生医療等 製品	第三十一条において 準用する前項	感染等による疾病的 原因(請求者が第一 次健康被害者である 場合にあつては、当 該原因とみられる許 可生物由來製品又は 感染救済給付に係る 許可再生医療等製品	第三十一条において 準用する前項	第三十一条において 準用する前項	





(安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法) 第三十五条 法第二十二条第一項に規定する算定

基礎取引額（以下「安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額」という。）は、次の各号に掲げることにより医薬品、医療機器又は再生医療等製品を区分し、その区分された医薬品、医療付した医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を与えられている再生医療等製品

機器又は再生医療等製品の品目ごとの出荷数量にその単価を乗じて得た額（以下「安全対策等拠出金に係る品目」との出荷額」という。）を当該区分ごとに合計した額に、当該各号に掲げる係数を乗じて得た額を合計して算定するものとする。

五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認が与えられている医薬品  
医薬品医療機器等法施行規則第六十三条

第一項（医薬品医療機器等法施行規則第百十一条において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている医薬品（用法若しくは用量の変更又は效能若しくは副作用等の追加情報を提出する旨口頭にて申立てた場合は、同様に適用される）

くは効果の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認が与えられている医薬品を除く。) 又は医薬品医療機器等法第十四条の三第三項(医薬品医療機器等法第二十条第一項及び

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。口において同じ。)の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法

八 行政令第二十八条第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている医薬品医薬品医療機器等法第十四条の三第三項

の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第二十八条第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている医薬品

二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十六  
第一項又は第二十三条の二十六の二第一項

(これらの規定を医薬品医療機器等法第十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を与えてられている再生医療等製品

ホ 医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の四十三第一項(医薬品医療機器等法施行規則第二百三十七条の七十七において準用する場合を含む。)に規定する調査の義務が課せられている再生医療等製品(用法、用量若しくは使用方法の変更又は効能、効果若しくは性能の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認が与えられるいる再生医療等製品を除く。)又は医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第三項(医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。本において同じ。)の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている再生医療等製品

ヘ 医薬品医療機器等法第二十三条の二十三項の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている再生医療等製品

二 前号イからハまでに掲げるもの以外の医療用医薬品のうち注射剤、坐剤、吸入剤、内用剤又はトローチ剤(前条の医薬品を除く。)一・二八

三 前二号に掲げるもの以外の医療用医薬品(前条の医薬品を除く。)○・一

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第十二条第一項イ(1)に規定する特定高度管理医療機器

二・四 前号に掲げるものの以外の医薬品医療機器等

七 医薬品医療機器等法第二条第六項に規定する管理医療機器 ○・七

九 る一般医療機器 ○・一  
第一号へから木までに掲げるもの以外の再  
生医療等製品 一・〇

等の製品に対する対策等が、一定の基礎となる医薬品、医療機器又は再生医療等の製品の安全対策等拠出金に係る品目ごとの単価は、当該医薬品、医療機器又は再生医療等の製

品の出荷価格とする。ただし、薬局製造販売医薬品製造販売業者が製造販売をする医薬品については、当該販売価格とする。

定する場合において、その算定の基礎となる安  
全対策等拠出金に係る品目ごとの出荷額に千円  
未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

(申告書の記載事項)  
**第三十六条** 令第二十四条において準用する令第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、  
る。

次に掲げる事項とする。  
一 医薬品等製造販売業者の氏名又は名称及び  
住所又は所在地

二 安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額及び当該算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額（その額が令第二十四条において準用する令第十七条に定める額に満たないときは

(申告書の添付書類)  
当該額)

十八条第二項の規定により安全安心等拠出金に係る算定基礎取引額を証する書類として申告書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

一 安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の  
算定の過程を示す書類

前項に規定するもののほか、次条において準用する第二十九条第一項第二号の規定に基づき、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことにより安全対策等拠出金を納付する医薬品等と

（安全対策等処出金）の適用  
製造販売業者にあっては、機構の口座に払い込んだことを証する書類を、申告書に添付しなければならない。

**第三十八条** 第二十七条から第三十条までの規定は、安全対策等拠出金について準用する。この

三十条	第二十九条及び第	第二十八条	第二十七条
出金	副作用拠	号令	号令
安全対策等拠出金	て準用する令	令第二十四条において準用する令	令第二十四条における準用する令

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。





別記様式（第三十九条関係）

別紙様式第「九セイモードル」	
<p>独立行政法人国策品振興機関 合併物調査会金庫券財産の評定</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>独立行政法人国策品 振興機関合併機関存続</p>	
この回収券を持て得る者は、独立行政法人国策品振興機関合併機関の規定による回収金及び経理金を領收せしむる者との資産の譲受け権を有する。	